

多治見市貨物自動車運送事業燃料高騰支援金

【受付期間】

令和7年10月1日(水)から令和7年10月31日(金)まで(土日祝日除く)

それぞれ9時00分～17時00分

※期限を過ぎた申請は、受付できませんので十分ご注意ください。

※予算が無くなり次第終了(先着順)

【受付方法】

1 申請書類の提出

別表1-1・1-2をご確認ください

申請書類の提出は、窓口でのみ受付します。(郵送受付不可)

<申請先>

〒507-8703

多治見市日ノ出町2丁目15番地

多治見市役所本庁舎1階 商工観光課 窓口

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

① 多治見市のホームページからダウンロード

<https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/sangyo/shokogyo/yushi/korona.html>

② 多治見市役所本庁舎1階 商工観光課窓口で配布

③ 多治見商工会議所窓口で配布

④ 笠原町商工会窓口で配布



市のHP

【お問合せ先】

○多治見市役所 商工観光課 企業支援グループ

電話番号:0572-22-1252

受付時間:8時30分～17時15分(土日祝日、年末年始除く)



多治見市マスコットキャラクター うなぎっば

注 意 事 項

今回の多治見市貨物自動車運送事業燃料高騰支援金(以下「支援金」という)の交付については、同一貨物自動車につき、複数回申請はできません。

その他、下記事項についても十分ご承知のうえ申請をお願いします。

- 1 支援金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は支援金の全額返還の支払いにに応じていただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。
- 2 支援金に関する書類、帳簿等は、当該支援金交付を受けた日の属する年度の翌年度以後5年間保存してください。
- 3 審査にあたって、追加提出書類を求めることがあります。

- **自動車検査証の記載事項**について、以下の**要件**に該当しているかご確認ください。

自動車検査証の記載事項	要件
自動車登録番号又は車両番号	最初の文字が「岐阜」
登録年月日	令和7年9月30日以前
自動車の種別	「普通」・「小型」・「軽自動車」
用途	「貨物」・「特種」
自家用・事業用の別	「事業用」
使用者の氏名又は名称	申請者名と同じあること※
使用の本拠の位置	市内住所であること
有効期間の満了する日	令和7年9月30日以降

※「***」と記載の場合、所有者と使用者が同一または使用者の住所と使用の本拠の位置が同一であることを示しています。

多治見市貨物自動車運送事業燃料高騰支援金 申請受付要項

令和7年10月1日

支援金は、燃料価格が高騰している状況において、重要な社会インフラとして生活又は産業に必要な物資、資材、製品等の運搬を担う中小の運送事業者の事業の維持を図ることにより、市民生活及び地域経済の安定に資することを目的として交付します。

記

■対象事業者

対象事業者は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号。以下「貨物車運送法」という。)第2条に規定する貨物自動車運送事業を行っており、今後も事業を継続する意思があり、かつ、市内に事業所を有する中小企業者及び小規模事業者並びに個人事業主。

■交付対象自動車の支援区分及び支援金の額

軽自動車	1台あたり、3,500円
普通自動車(最大積載量2t未満)	1台あたり、5,000円
準中型自動車(最大積載量2t以上4.5t未満) 中型自動車(最大積載量4.5t以上6.5t未満)	1台あたり、19,500円
大型自動車(最大積載量6.5t以上)	1台あたり、34,000円

■交付対象自動車の留意点

- 令和7年9月30日時点において、有効な自動車検査証の交付を受けていること
- 多治見市内に使用の本拠の位置があること(岐阜ナンバー)
- 貨物自動車運送事業の用に供していること(緑又は黒ナンバー)
- 2輪の自動車及び被けん引車、霊きゅう車でないこと

■申請に必要な書類

- 【別表1-1(申請書類について)】において該当するものを添付して申請してください。なお、提出書類は片面印刷A4サイズに統一してください。
- 交付申請書(様式第1号)の代表者名(氏名)欄は代表者本人が自署(手書き)する場合、代表者印の押印は不要です。自署以外(ゴム判やパソコン等で作成のもの)は代表者印を押印してください。
- 誓約書、市税等納付状況確認同意書の記名押印の取扱いは交付申請書同様です。
- 交付請求書(様式第3号)は代表者印の押印は不要です。
- 【別表1-2(申請書類チェック表)】に☑チェックを記入のうえ、各種申請書類と一緒に提出してください。
- 交付要件を満たさない恐れがある場合は、その他の書類の提出及び説明を求めることがあります。